



2023年2月24日



各位

「民事信託を活用したアパートローン」の取扱い開始について

株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）は、超高齢社会の進展にともない顕在化する高齢者等の財産管理への不安や資産承継ニーズに対応するため、民事信託を活用したアパートローンの取扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせします。民事信託を活用したアパートローンの取扱いは、岐阜県内に本社を置く金融機関では初となります。（2023年2月24日時点当行調べ）

民事信託は、資産をお持ちの方（委託者）がご家族など信頼できる方（受託者）に財産の管理や活用等を任せることができる仕組みで、認知症等による判断能力低下時への備えや円滑な資産承継対策などに活用することができます。

民事信託を活用したアパートローンでは、委託者さまへのご融資のみでなく、民事信託契約に基づき不動産の管理・活用等を受託している方（受託者）に対してもご融資可能となります。また、当行ですでにアパートローンを利用いただいている方も、民事信託を活用したアパートローンへの切替えが可能となります。

当行は、本商品を通じてお客さまの多様なアパートローンのニーズに対応し、財産管理や資産承継を支援してまいります。

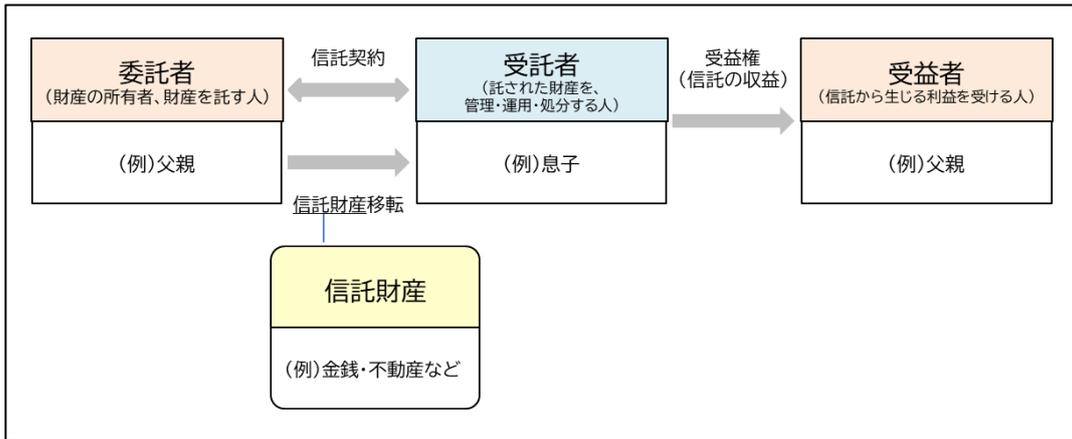
記

・商品概要

ご融資対象者	民事信託契約上の「委託者」もしくは「受託者」
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">● 賃貸用物件の新築、増改築、他の金融機関からの借換え資金● 当行にてお借入れ中のアパートローンの切替え資金
ご融資金額	5億円以内
ご融資期間	30年以内 <ul style="list-style-type: none">● 所定の住宅性能を有する建物である場合は35年以内● 他の金融機関からの借換え資金・当行アパートローンの切替え資金の場合は当初借入期間からの通算借入期間が30年以内
ご融資利率	審査結果に応じた当行所定の金利となります。
ご返済方法	元利均等返済
保証人	原則、連帯保証人1名
担保	<ul style="list-style-type: none">● ご融資対象の賃貸用建物とその底地を担保とさせていただきます。● 信託受益権に対して質権を設定させていただきます。

手数料	<p>取扱手数料：ご融資金額の0.66%（税込）</p> <p>※ 繰上返済や条件変更、不動産に新たに担保設定する場合、および既存の担保を変更する場合には、別途当行所定の手数料が必要となります。</p>
-----	---

・ご参考：民事信託のスキーム



以 上

【本件ご照会先：経営企画部 広報・IR室 TEL 058-266-2511】